

# 「#徳島あるでないで」キャンペーン企画運營業務仕様書

## 1 業務名

「#徳島あるでないで」キャンペーン企画運營業務

## 2 業務目的

旅行ニーズが多様化する中、県内宿泊事業者や大手旅行会社やO T A、運輸機関とタイアップし、各社の強みやデータを生かした誘客キャンペーンとして「#徳島あるでないで」キャンペーンを実施することで、県外からの誘客を促進し宿泊者数の増加を図る。

## 3 業務委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

## 4 委託上限額

金25,000,000円（税込）

## 5 委託業務の内容

本委託業務では、「#徳島あるでないで」キャンペーンの企画や実施運営等に関する一切の業務を委託する。なお、同キャンペーンの概要は次のとおり。

- ア 誘客ターゲットやテーマを設定し、大手旅行会社やO T A、運輸機関（以下、「参画機関」という。）とタイアップし、特典付き宿泊プランを造成し販売すること。
- イ 宿泊プラン販売については、W E B宿泊割引クーポンを付与するなど販売促進のための工夫を行うこと。
- ウ キャンペーン実施期間は令和5年11月から令和6年3月までのうち任意の期間とする。
- エ 誘客ターゲットやテーマについては、委託者と協議の上、決定すること。

## 6 事業条件

事業の実施にあたっては、次に掲げた条件に基づき業務を行うこと。

### (1) 参画機関とのタイアップ

- ア 県内の観光資源全般に広範かつ深い知識と経験を有するとともに、旅行業界と総合的に企画調整ができる者を本事業の担当者として配置すること。
- イ 参画機関は委託者と協議の上設定するが、大手旅行会社4社以上、O T A 2社以上、運輸機関2社以上の参画を目安とすること。なお、それぞれの参画機関には、円滑な事業執行のため、徳島支社や地区担当者が在籍し、県内への誘客についての取組実績があることが望ましい。
- ウ 参画機関に対してキャンペーン実施に向けたタイアップ調整を行い、企画提案を取りまとめ、委託者に報告すること。
- エ 各企画提案については、次項に定める企画提案審査委員会における審査を経るとともに、委託者と細部調整を行った上で実施すること。また、事業実施状況は随時確認し、必要に応じて委託者に報告すること。

## (2) 企画提案審査委員会の設置、審査

- ア 参画機関から提出される企画提案が、本事業の目的と合致することを確認するための企画審査委員会を設置すること。なお、企画審査委員会は、公正かつ適正な選考を行うため、審査委員会設置要綱を定めるとともに、企画提案に係る評価基準等を定めること。
- イ 審査委員については、県内の観光資源や誘客プロモーションに深い知識を持つ者を選定すること。

## 7 成果報告

事業終了後、令和6年3月29日（金）までに、以下の成果品等を提出すること。

- ア 業務に関して作成した全ての成果品（企画提案資料、実施報告書）電子データ一式
- イ A4版カラー印刷した事業実施報告書 1部

## 8 その他

- ア 事業の実施にあたっては、発注者と事前に十分協議を行いながら進めること。本業務仕様書の定めのない事項についても、発注者と協議するものとする。
- イ 発注者及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者において必要な対応を行う。